

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年3月17日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分は取り消されるべきと主張している。

- (1) 請求人は、家賃（共益費を含めて月60,000円）の支払いがあり、保護費が本件処分により減額されると生活がなりたたない。
- (2) 70歳になっても、生活は以前と変わっていないことから、本件処分による保護費の減額には納得できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月20日	諮問
平成29年11月20日	審議（第15回第4部会）
平成29年12月19日	審議（第16回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 法25条2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。

(3) 年齢改定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・1によると、「保護を継続して受ける

者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができる」とされ、「4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なう」とされている。

保護基準別表第9によると、東京都区部の級地区分は1級地-1である。保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第1類によると、平成29年度の東京都区部（1級地-1）における基準生活費（居宅第1類②）の月額は、年齢区分60歳～69歳で38,990円、年齢区分70歳以上で33,830円とされている。

(4) 冬季加算について

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たる。

そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類によると、東京都内（VI区）における冬季加算は、一人世帯においては、11月から翌年3月までに限り月額2,580円を計上することとされている。

(5) 住宅扶助について

ア 法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

イ 保護基準別表第3・2によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている。

ウ また、局長通知第7・4・(1)・オによれば、限度額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額（以下「特別基準限度額」という。）を認定して差しつかえないこととされている。

エ そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知、以下「本件局長通知」という。）により、保護基準別表第3の2の規定に基づく、都内における住宅扶助の特別基準限度額が変更され（特別区等の1級地における単身世帯の住宅扶助費の限度額については、従前の月額69,800円から53,700円に変更となった。）、同年7月1日から適用されることとなった。

2 本件処分について

(1) 年齢改定について

請求人については、平成26年3月6日から生活保護が開始されているところ、生年月日が昭和〇〇年〇〇月〇〇日であるから、平成28年度中に満70歳となったため、処分庁は、局長通知第10・1に基づき、平成29年4月1日を変更日として、請求人の年齢区分を「60歳～69歳」から「70歳以上」へ変更した。これに伴い、処分庁は、請求人の基準生活費（居宅第1類②）の月額を38,990円から33,830円に変更したことが認められる。

したがって、年齢改定については、保護基準等に従い適正に行われていると認められる。

(2) 冬季加算について

請求人は、平成28年11月から平成29年3月まで冬季加算を受けていたが、〇〇区を含む特別区においては、平成29年4月から10月までは冬季加算の対象外であることから、処分庁は、平成29年4月1日付けで請求人に対する冬季加算（月額2,580円）を削除したものと認められる。

したがって、冬季加算削除については、保護基準に従い適正に行われていると認められる。

(3) よって、上記(1)及び(2)のとおり、本件処分は、保護基準等に則って適正に行われたものであり、また保護費の算定において違算等も認められないことから、違法又は不当な点があるとは認められない。

(4) なお、請求人は、本件処分により減額された保護費では、家賃等の支払いで生活が苦しくなるなどとして、本件処分を取消すべきと主張することから（第3・(1)）、以下検討する。

請求人世帯は単身世帯であって、住宅扶助費は月額53,700円であるところ、同額は本件局長通知による単身世帯の特別基準限度額であることが認められる。

そうすると、請求人に係る住宅扶助費は、保護基準に基づき適正に算出されたものであって、違算もないものと認めることができる。

これに対し、請求人は当該金額では生活が苦しいと主張し、増額を求めているものと解されるが、保護基準は、法規範としての性格を有するものであり（原田尚彦著「行政法要論（全訂第七版補訂二版）」113及び114頁参照）、保護基準自体に不当又は不備な点があるとして、その是正を求める主張は、立法論又は政策論であると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否を左右するものではない。

そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のもの

のとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件処分を取り消す理由として認めることはできないものである。

- (5) ところで、本件処分通知書の保護変更の「決定した理由」欄には、「冬季加算認定削除」の外に「基準改定」との記載がなされており、処分庁としては、基準生活費の変更について、年齢改定（第6・1・(3)）によるものであると説明しているつもりであろうが、この記載では、請求人において保護費が減額された理由を理解することは容易とは言い難い。そのため、本件処分については、理由の提示の面で不備があることは否定できない。もっとも、年齢改定は、請求人個人の事情とは関係なく、一律かつ機械的に適用されるものであり、年齢改定の内容は、保護基準において明示されていることを考慮すると、本件処分における理由の提示に関する上記不備は、本件処分の取消しを免れないほどの瑕疵であるとまで認めることはできない。

なお、処分庁においては、理由の提示に関して早急に改善すべきであることを審査会として付言する。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美